

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税 税率一覧

1 法人県民税

均等割

区分	税率	左のうち森林環境税 (均等割標準税率の7%相当額)
資本金等の額が 50億円を超える法人	年額 856,000円	(56,000円)
資本金等の額が 10億円を超え 50億円以下の法人	年額 577,800円	(37,800円)
資本金等の額が 1億円を超え 10億円以下の法人	年額 139,100円	(9,100円)
資本金等の額が 1,000万円を超え 1億円以下の法人	年額 53,500円	(3,500円)
上記以外の法人	年額 21,400円	(1,400円)

※資本金等の額とは、法人税法第2条第16号に規定する額をいいます。

(法人税割)

区分	平成26年9月30日以前 に開始する事業年度		平成26年10月1日以後 に開始する事業年度		令和元年10月1日以後 に開始する事業年度	
	不均一課税適用法人 の税率(標準税率)	超過税率	不均一課税適用法人 の税率(標準税率)	超過税率	不均一課税適用法人 の税率(標準税率)	超過税率
法人税割	5%	5.8%	3.2%	4%	1.0%	1.8%

※不均一課税適用法人の税率:資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人であって、かつ、法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下の法人に適用されます。

2 法人事業税

(1) 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業以外の事業

① ②以外の法人

区分		税率					
		平成26年9月30日 以前に開始する事業年度	平成26年10月1日 以後に開始する事業年度	平成27年4月1日 以後に開始する事業年度	平成28年4月1日 以後に開始する事業年度	令和元年10月1日 以後に開始する事業年度	
外形標準課税 対象法人	付加価値割	0.48%		0.72%	1.2%		
	資本割	0.2%		0.3%	0.5%		
	所得割	年400万円以下の所得	1.5%	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%
		年400万円超 年800万円以下の所得	2.2%	3.2%	2.3%	0.5%	0.7%
特別法人	所得割	年400万円以下の所得	2.7%		3.4%	3.5%	
		年400万円超の所得	3.6%		4.6%	4.9%	
その他の法人	所得割	年400万円以下の所得	2.7%		3.4%	3.5%	
		年400万円超 年800万円以下の所得	4.0%		5.1%	5.3%	
		年800万円超の所得	5.3%		6.7%	7.0%	

※特別法人のうち、租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する協同組合等については、上記表の税率区分に加えて、所得のうち年10億円を超える金額に係る法人事業税の税率は次のとおり適用されます。

【平成26年9月30日以前に開始する事業年度:4.3%】【平成26年10月1日以後に開始する事業年度:5.5%】【令和元年10月1日以後に開始する事業年度:5.7%】

② 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人

区分		税率				
		平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	平成27年4月1日以後に開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
外形標準課税対象法人	付加価値割	0.48%		0.72%	1.2%	
	資本割	0.2%		0.3%	0.5%	
	所得割	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%
特別法人	所得割	3.6%			4.6%	4.9%
その他の法人	所得割	5.3%			6.7%	7.0%

(2) 電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く)、ガス供給業、保険業及び貿易保険業

区分	税率		
	平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
収入割	0.7%	0.9%	1.0%

(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業

区分		税率			
		平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度
外形標準課税対象法人	収入割	0.7%	0.9%	1.0%	0.75%
	付加価値割				0.37%
	資本割				0.15%
その他の法人	収入割	0.7%	0.9%	1.0%	0.75%
	所得割				1.85%

3 地方法人特別税

区分	税率			
	平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	平成27年4月1日以後に開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度
外形標準課税対象法人の基準法人所得割額	148%	67.4%	93.5%	414.2%
外形標準課税対象法人以外の基準法人所得割額	81%	43.2%		
基準法人収入割額	81%	43.2%		

※令和元年10月1日以後に開始する事業年度から廃止

4 特別法人事業税

区分	税率	
	令和2年3月31日以前に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度
外形標準課税対象法人の基準法人所得割額	260%	
外形標準課税対象法人以外の基準法人所得割額(普通法人等)	37%	
外形標準課税対象法人以外の基準法人所得割額(特別法人)	34.5%	
基準法人収入割額(発電事業・小売電気事業以外)	30%	
基準法人収入割額(発電事業・小売電気事業)	30%	40%

※令和元年10月1日以後に開始する事業年度から創設

【中間申告の計算】

1 予定申告

○法人県民税法人税割

前事業年度の税額 × 6 ÷ 前事業年度の月数

(均等割については、算定期間中に事務所等を有していた月数に基づいて計算します。)

○法人事業税・地方法人特別税・特別法人事業税

前事業年度の税額 ÷ 前事業年度の月数 × 6

※令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度における予定申告に限り、次の経過措置が設けられています。

○法人県民税法人税割

前事業年度の法人税割額 × 1.9 ÷ 前事業年度の月数

○法人事業税

前事業年度の法人事業税額(各割ごとの額) ÷ 前事業年度の月数 × 6.3

○特別法人事業税

前事業年度の法人事業税額(合計) ÷ 前事業年度の月数 × 2.3

2 仮決算による中間申告

事業年度開始の日から6カ月間を1事業年度とみなして仮決算を行い、税額を計算します。